平成２４年（フ）第２７号
新潟県新発田市佐々木129番地
債務者　佐久間春寿
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２８号
新潟県新発田市下中沢46番地
債務者　山口　正樹
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３２号
新潟県新発田市東新町１丁目13番24号
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２号
長崎県壱岐市勝本町勝本浦575番地２
債務者　坂口　和秀
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第３号
長崎県壱岐市石田町筒城西触303番地３
債務者　久原キミ子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第７５号
沖縄県浦添市仲西２丁目３番13号アパートファミリー　201
債務者　玉城美奈子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２９号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目12番５号シャンボールＳ105号
債務者　岩瀬　ひろ
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号
鹿児島県指宿市十二町3593番地
債務者　濵﨑　美絵
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第７８号
仙台市青葉区八幡６丁目10番18号　ハウスヒルマツダ201
債務者　宮田　光子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
宮城県黒川郡大和町宮床字新小路43番地の５
債務者　宮崎　輝美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
茨城県水戸市松が丘１丁目５番39号　ジュネッセ松が丘Ｃ棟101号、旧住所茨城県水戸市根本１丁目64番地の２
債務者　小口　敏男
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
茨城県那珂郡東海村大字村松1249番地15　滝坂ハイツ101号
債務者　児玉　正治
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７６号
茨城県水戸市吉沢町29番地の２　グランディール201号
債務者　佐川　　聡
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
茨城県笠間市中央１丁目６番18号　オークヴィレッジＣ－１－２、旧住所大阪府豊中市長興寺南２丁目１番４号
債務者　神田　知子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
茨城県ひたちなか市大字勝倉2660番地１　蔀住宅Ａ－３
債務者　雨海ゆかり
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
茨城県かすみがうら市稲吉南１丁目６番５号セントラルアヴェニューＡ―102、前住所茨城県常陸大宮市鷹巣1395番地の７
債務者　稲田　理香
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
茨城県土浦市湖北１丁目５番２号
債務者　根本みどり
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係